

令和2年12月24日

保護者の皆様へ

大田原市立紫塚小学校長 藤原 真理子

## ネット・ゲーム依存から子供を守るための協力依頼

インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用は、子供の学力や体力の低下のみならず、ひきこもりや睡眠障害、視力障害などの身体的な問題まで引き起こすことなどが指摘されています。世界保健機関において「ゲーム障害」が正式に疾病と認定されたように、今や、国内外で大きな社会問題となっています。

とりわけ、オンラインゲームには終わりがなく、大人よりも理性をつかさどる脳の働きが弱い子供が依存状態になると、大人の薬物依存と同様に抜け出すことが困難になることが指摘されています。本校において、オンラインゲーム内での友達関係トラブルが解決できず、学校生活に支障が生じたり、生活習慣の乱れにより、授業中寝てしまったりといった、ネット・ゲームに関する問題が生じています。

そこで、明日、全校生を対象に、下記のことについて子供たちに指導を行います。御家庭におかれましても、お子様のネット・ゲーム、スマートフォン使用状況などを適切に把握され、子供たちをネット・ゲーム依存から守るための御協力をお願いいたします。

### スマートフォン・タブレットの使いすぎ、オンラインゲームによる事件の発生について

- ネットいじめについて
- 無料ゲームから課金の危険性
- 個人情報漏れることの危険性
- ストーカー被害の危険性

### 正しくスマホ・タブレットを使うために大切なこと

- ①時間を決める。
- ②家の人がいるところで行う。
- ③生活のリズムを変えない。「早ね・早起き・朝ごはん」

さらに、4年生から6年生児童対象に「LINEやオンラインゲームの使い方ルール」の確認をします。

#### ※用語説明

##### ○ネット・ゲーム依存

ネット・ゲームにのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

##### ○ネット・ゲーム

インターネット及びコンピュータゲームをいう。

##### ○オンラインゲーム

インターネットなどの通信ネットワークを介して行われるコンピュータゲーム

裏面「チェック表」の一読をお願いします。

# ネット・ゲーム依存から子供を守るために

次のことについて、御協力をお願いします。

## ネット・ゲーム依存から子供を守るためのチェック表

- ①子供のスマートフォン等の使用状況を適切に把握している。
- ②フィルタリングソフトウェアの利用、その他の方法により、子供のネット・ゲームの利用を理解し、調整している。  
フィルタリングソフトウェアとは、  
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。
- ③子供にスマートフォン等を使用させるに当たっては、子供の年齢などの実情等を考慮している。
- ④子供にスマートフォン等を使用させるに当たっては、使用に伴う危険性及び過度の使用による弊害等について、子供と話し合っている。
- ⑤子供にスマートフォン等を使用させるに当たっては、使用に関するルールづくりを行っている。
- ⑥子供が、睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、1日当たりの利用時間や使用をやめる時刻のルールを決め、遵守させている。

子供が、ネット・ゲーム依存に陥る危険性があると感じた場合には、速やかに、学校に相談してください。

紫塚小学校  
22 - 2586